附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の四の規定は、令和八年十月以後の月分の国民年金法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給の停止について適用し、同年九月以前の月分の当該障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条並びに第二十二条及び第二十三条（同法第二十条の規定による支給の制限に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による障害児福祉手当の支給の制限及び同法第二十六条の五において準用する同法第二十条並びに第二十二条及び第二十三条の規定による特別障害者手当の支給の制限並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条並びに第二十二条及び第二十三条の規定による福祉手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の当該障害児福祉手当の支給の制限及び当該特別障害者手当の支給の制限並びに当該福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和八年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条から第十一条までの規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第八条の規定は、令和八年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十五条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金の支給及び同法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該障害年金生活者支援給付金の支給及び当該遺族年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百十三号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百八十五万八千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が三百八十五万八千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が三百八十五万八千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） 4～9　（略）	（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十六万千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が三百七十六万千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が三百七十六万千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） 4～9　（略）